

られていないと認めるときは、経済産業大臣に對し、その旨を申し出で、適當な措置をとるべきことを求めることができる。

2 特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用者が前項の規定による申出及び求めをしたことを理由として、当該利用者に対し、特定デジタルプラットフォームの提供の拒絶その他の不利益な取扱いをしてはならない。

3 経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者について、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、速やかにその不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。

4 第六条第二項及び第三項の規定は、前項の勧告について準用する。

(特定デジタルプラットフォーム提供者の指定の取消し)

第五条 特定デジタルプラットフォーム提供者は、次の場合においては、経済産業省令で定める事由が生じたときは、経済産業大臣に、第四条第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができ

る。

一 特定デジタルプラットフォームの提供を行わなくなつたとき。

二 特定デジタルプラットフォームの事業の規模が第四条第一項の政令で定める規模を下回った場合において、再び当該規模以上となることがないと明らかに認められるとき。

経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、当該申出に理由があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、第四条第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

(報告及び検査)

第六条 経済産業大臣は、第四条第一項の規定による指定及び前項第二項の規定による指定の取消しを行うために必要な限度において、デジタルプラットフォーム提供者に対し、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の物

2 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項、第八条第一項並びに第十条第三項の規定の施行に必要な限度において、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、その取引に關し報告をさせ、又はその職員に、特定デジタルプラット

フォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項、第八条第一項並びに第十条第三項の規定の施行に必要な限度において、商品等提供利用者に対し、その取引に關し報告をさせることができ

る。

4 第一項及び第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公正取引委員会への措置請求)

第六条 経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者について特定デジタルプラッ

トフォームの透明性及び公正性を阻害する行為があり、その事実が私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十九条の規定に違反していると認め

るときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適當な措置をとるべきことを求めることができる。ただし、次に掲げるときは、当該求

めをするものとする。

一 当該行為が多数の商品等提供利用者に対して行われていると認められるとき。

二 当該行為によって商品等提供利用者が受けた不利益の程度が大きいと認められるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を阻害する重大な事実があると認められるとき。

(適用除外)

(資料の提出の要求等)

第七条 経済産業大臣は、第四条第一項の政令の制定又は改正の立案に必要な限度において、同法第三十一条において読み替えて準用しない。

デジタルプラットフォーム提供者又は商品等提供利用者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による資料及び説明の求めを行うときは、あらかじめ、当該求めに係るデジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業を所管する大臣及び総務大臣に協議しなければならない。

(政令の立案等)

第三章 雜則

2 経済産業大臣は、前項の措置を講ずるときは、あらかじめ、デジタルプラットフォームに

より提供される場に係る事業を所管する大臣及び総務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の場合においては、デジタルプラットフォームに関する国際的動向並びにデジタルプラットフォーム提供者及び利用者の意見に十分配慮しなければならない。

2 (他の施策との関係)

第三章 雜則

2 経済産業大臣は、この法律の規定による措置を実施するに當たつては、他の法律によるデジタルプラットフォームにより提供される

場に係る事業の規制及び適正化のための措置その他の当該事業に関する施策の実施状況を勘案しつつ、必要最小限のものとなるよう努めなければならぬ。

(経過措置)

第三章 雜則

2 経済産業大臣は、この法律に基づき命令を制定し、又は、命令で、その制定又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(送達すべき書類)

第三章 雜則

2 経済産業大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第九号に規定する处分通知等であつて第十九条の規定により書類を送達して行うこととしているものに關する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第二十条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を當該電子情報処理組織を使用して経済産業大臣の使用に係る電子計算機

用する同法第十五条第三項の規定は適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第二十条 前条の規定による送達については、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第九十九条、第一百一条、第二百三条、第二百五条、第二百六条、第二百八条及び第二百九条の規定を準用する。

この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「経済産業大臣の職員」と、同法第一百八条中「裁判長」とあり、及び同法第二百九条中「裁判所」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるものとする。

第二十一条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けべき者にいつでも交付すべき旨を經濟産業省の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送达にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第三章 雜則

2 経済産業大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第九号に規定する处分通知等であつて第十九条の規定により書類を送達して行うこととしているものに關する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第二十条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を當該電子情報処理組織を使用して経済産業大臣の使用に係る電子計算機

機（入出力装置を含む。）に備えられたファイ
ルに記録しなければならない。

第四章 罰則

- 第二十三条** 第六条第四項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、百円以下の罰金に処する。
- 第二十四条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第九条第一項の規定による報告書を提出せざり、又は報告書に記載すべき事項を記載せざり、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。
- 三 第十二条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 第二十五条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

- （施行期日）**
- 1 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第三条の規定並びに附則第六十条中「商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第百一十五条の規定」公布の日（政令への委任）
- （政令への委任）
- 第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- （施行期日）**
- 1 第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第三条の規定並びに附則第六十条中「商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第百一十五条の規定」公布の日（政令への委任）
- （政令への委任）
- 第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄

- 第一条** （施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七十条、第十九条及び第二十条の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第十二条中「内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中「貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第七十条、第十二条及び第十三条の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
- （罰則に関する経過措置）**
- 第六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （政令への委任）**
- 第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。